○叙勲

旭日単光章を授けられる（四月二十八日）
伏見　美明
旭日単光章を授けられる
木村　盛雄
旭日双光章を授けられる
上野　登
石井　一男
冨原喜八郎
中越　忠俊
石塚　名賀夫
旭日単光章を授けられる（各通）（以上四月二十九日）
中村　政奉
山岡　義明
糸魚川柏三
旭日単光章を授けられる（各通）（以上四月三十日）
河田　忠男
宮崎　勇
長田　八郎
山口　善一
杉山　一夫
瑞宝双光章を授けられる（各通）
（京都府警察部補）
佐々倉義弘
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上四月二十八日）
山宮　舜海
工藤　廣
瑞宝小綬章を授けられる
賀數　徳一郎
岡田　秀
岡田喜代松
瑞宝小綬章を授けられる
神長　和代
畠中　茂
野村　興
澤藤　信也
宮城　栄
瑞宝双光章を授けられる（各通）
齋藤　向後
細江　幸夫
半澤　勝好
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上四月二十九日）
松下　宏
中村　泰博
三
荒木　一之
大成　児島
萩田　正行
近藤　安彦
瑞宝双光章を授けられる（各通）
佐藤　一民
雄之
谷　平
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上四月三十日）
十河　博光
中村　忠志
八鍬　耕司
竹内　秀夫
村中　正幸
松田　新井
瑞宝双光章を授けられる（各通）（以上五月一日）
伊佐地　良一
相澤　智章
瑞宝小綬章を授けられる
増田　格
澁谷　千昭
瑞宝双光章を授けられる（以上五月二日）

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の規定により次の海技免許講習を登録したので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年六月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十六年五月二十一日
二　登録番号　第六十四号
三　登録海技免許講習実施機関の名称　株式会社ケイエムマリン
四　住所　熊本県宇城市三角町三角浦一一六〇番地一四
五　代表者の氏名　篠崎　一枝
六　登録海技免許講習事務を行う事務所の名称及び所在地　株式会社ケイエムマリン　熊本県宇城市三角町三角浦一一六〇番地一四

公告

諸事項

適格機関投資家に関する公告の訂正

平成24年３月30日及び平成26年３月31日掲載の適格機関投資家に関する公告中、トアン・カウ証券株式会社に係る記載について、当該証券会社の届出が無効なものであったため、次のとおり訂正する。

平成26年６月２日

金融庁長官　畑中龍太郎

平成24年３月30日掲載の適格機関投資家に関する公告第２項中⑯を削り、⑰を⑯とする。

平成26年３月31日掲載の適格機関投資家に関する公告第２項中⑭を削り、⑮から㉑までを１ずつ繰り上げる。

監査法人懲戒処分公告

下記の監査法人について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の21第２項第３号の規定に基づき、平成26年５月23日付で、平成26年５月27日から平成27年５月26日までの１年間の業務の一部の停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）及び業務改善命令（業務管理体制の改善）の処分を行ったので、公認会計士法第34条の21第４項において準用する同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成26年６月２日

金融庁長官　畑中龍太郎

記

法人名　東京中央監査法人
所在地　東京都中央区八丁堀三丁目２番４号

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成26年５月23日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成26年６月２日

盛岡地方法務局長　前田　静男

記

氏名　吉田　節子
所属する司法書士会　岩手県司法書士会
登録番号　岩手第115号
事務所の所在地　岩手県盛岡市津志田中央三丁目24番10号
違反行為　本人確認義務違反等

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月２日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成26年５月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　コスモリフォーム株式会社　代表取締役　川野　耕作　東京都中央区八丁堀３－１－９　国土交通大臣許可（般・特－24）第19583号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全て
⑵　期間
平成26年６月３日から平成26年６月17日までの15日間
4　処分の原因となった事実　コスモリフォーム株式会社は、平成22年８月から平成25年７月までに施工した工事において、他社の在籍出向者を主任技術者として配置していた。
このことが、建設業法第26条第１項に違反し、同法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第４２号
東京都港区新橋５丁目22番10号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍大阪府門真市朝日町20番、最後の住所福岡県直方市大字下境3965番地８、死亡の場所福岡県直方市、死亡年月日平成25年１月21日、出生の場所福岡県八幡市、出生年月日昭和29年２月12日、職業不明
被相続人　亡　有働　俊文
事務所福岡県直方市新町３丁目１番６号
相続財産管理人　井手口敬子
福岡家庭裁判所直方支部

平成２６年（家）第９０１３号
福岡県遠賀郡岡垣町野間１丁目１番１号
申立人　岡垣町長　宮内　實生
本籍福岡市博多区麦野３丁目11番地の50、最後の住所福岡県遠賀郡岡垣町旭台２丁目24番５号、死亡の場所北九州市八幡西区、死亡年月日平成18年３月19日、出生の場所福岡県筑紫郡那珂町、出生年月日昭和18年９月21日、職業不明
被相続人　亡　中村　克弘
事務所北九州市八幡西区樋口町４番１号
相続財産管理人　上村　一朗
福岡家庭裁判所小倉支部

平成２６年（家）第８００１５号
千葉県千葉市稲毛区小仲台１丁目４番１号アイプレイス稲毛１棟1004
申立人　福島　昭子
本籍佐賀県佐賀市金立町大字薬師丸60番地、最後の住所佐賀県佐賀市金立町大字薬師丸1575番地３、死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日平成24年９月26日、出生の場所佐賀県佐賀市、出生年月日昭和31年５月20日、職業アルバイト
被相続人　亡　杉町　信嘉
福岡県福岡市南区井尻５丁目９番８－901号
相続財産管理人　小野紗矢香
佐賀家庭裁判所